

広島県における障害者差別解消法に基づく『環境の整備』の提供事例について(令和5年度)

環境の整備(法第5条関係)

No.	所管所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
		場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
1	食品工業技術センター	施設利用		その他	全て	無		障害者用の駐車スペースに「障害者専用駐車場」の標識を設置
2	スポーツ推進課	会議・研修		その他		無		広島県立総合体育館で「あいサポート運動」に係る出前講座を実施した。
3	スポーツ推進課	施設利用		その他		有	障害者に対する配慮として、常に横になれる場所がないため、ベッドのある保健室を設置してほしい。	広島県立総合体育館本館地下1階に、一時的に安静に横たわることができる救護スペースとして、救護室を設置した。
4	職業能力開発課 (広島高技専)	交通		肢体不自由	視覚			車椅子で来校される障害者用の(プラスワン)駐車区画の確保と合わせ、ガードポールを設置。加えて視覚障害者の視認性確保のため、駐車場白線を引き直した。
5	総務課	施設利用		肢体不自由		無		執務室出入口を扉から引戸へ変更した。
6	施設課	教育		肢体不自由		無		県立学校における段差の一部を解消した(19校)。
7	警察本部	施設利用		肢体不自由		無		大竹駅前交番にスロープ及び手摺の設置、出入口扉をスライド式に改修、交番執務室内には車いすでも対応しやすいローカウンターを設置した。

環境の整備(法第5条関係)

No.	所管所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの環境整備の申出		環境整備の内容
		場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別	申出の有無	申出内容 (申出があった場合のみ)	
8	警察本部	施設利用		肢体不自由		無		<p>広島南警察署、交番及び駐在所(広島中央警察署吉島交番、広島西警察署井口交番、尾道警察署田熊駐在所、安芸高田警察署向原駐在所)を次の仕様で建築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に配慮した来庁者用トイレの設置 ・身障者駐車枠の設置(警察署、井口交番、向原駐在所) ・出入口にスロープ及び手すりの設置(警察署) ・出入口前に点字ブロックを設置(警察署、吉島交番、井口交番、向原駐在所)
9	警察本部	その他	所属内教養	その他		無		<p>機動捜査隊員を対象に、ヘルプマーク・ヘルプカードについて趣旨等説明し、通勤の電車バス、当隊の現場関係者にも援助が必要な人がいるので、思いやりのある行動をとるよう教養した。</p>
10	警察本部	施設利用	高齢者講習	肢体不自由		無		<p>肢体不自由な受講者に対し、安全かつ効率的に講習を行うため、講習用車両に、車両乗降を効率的に行うための、運転席アシストグリップ及び、スライドボードを整備した。</p>
11	警察本部	窓口対応		肢体不自由		無		<p>車いす利用者で、申請書類の記載で記帳台が使用できない方に、画板を貸与している。</p>